

## 報告第1号

### 北名古屋市地域公共交通計画策定業務の概要について

北名古屋市地域公共交通計画の策定の目的、業務名称、業務期間及び内容について、別添のとおり報告します。

なお、仕様及び選定方法は、次回以降の地域公共交通会議に諮ります。

令和5年10月16日提出

北名古屋市地域公共交通会議

参事 桑原邦匡

(計画担当報告)

# 北名古屋市地域公共交通計画等策定業務の概要

## 1. 目的

本業務は、持続可能な運送サービスの提供の確保に資する取組を推進するための地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律（令和2年11月27日施行）に基づき、市民の生活や来訪者の移動に必要な移動手段の確保及び利便性の増進を図り、持続可能な地域公共交通の実現に必要な事項をまとめた「北名古屋市地域公共交通計画」を策定するものです。

なお、策定にあたっては「地域公共交通計画等の作成と運用の手引き（令和4年3月）」を参考とします。

## 2. 業務名称

（仮称）令和6年度 北名古屋市地域公共交通計画策定業務（委託業務）

## 3. 業務期間

令和6年5月中旬から令和7年3月下旬まで

## 4. 業務内容

- (1) 計画準備
- (2) 現状把握・関連計画の整理
  - 1) 北名古屋市の現状把握
  - 2) 関連計画の整理
- (3) 公共交通に関する実態・ニーズ把握
  - 1) 公共交通の現状把握
  - 2) 公共交通の利用実態調査
  - 3) 人流に関する分析
  - 4) 利用者に対するニーズ調査
  - 5) 周辺自治体へのニーズ調査
- (4) ニーズと課題の整理
- (5) 北名古屋市地域公共交通計画（案）の検討・策定
  - ・ 基本的な方針 ・ 計画の区域 ・ 計画の目標 ・ 事業 ・ 実施主体
  - ・ 地域内幹線系統および地域内フィーダー系統の指定
  - ・ 計画の達成状況の評価に関する事項 ・ 計画期間、評価・見直し時期 等
- (6) 北名古屋市地域公共交通会議の運営支援
- (7) パブリックコメント支援
- (8) 報告書作成
- (9) 打ち合わせ協議